

「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 3 年 1 月 2 6 日
 厚生労働省労働基準局安全衛生部
 化学物質対策課環境改善室

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 11 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見に対する考え方
1	<p>フィットテストについて、JIS の改正に合わせたものと思われますが、フィットファクターを求めるためには定量的なフィットテストになるかと思えます。その場合、以前にも意見が出ていましたが、フィッティングテスターを購入できるのは大手企業のみになるかと思えます。中小企業などで、1年に1回のみ利用に高額な機器の購入はあり得ないし、測定機関等においても民間ではほぼ購入は不可能です。また、1年に1回のフィットファクターの値を出すだけの測定よりも、普段からの呼吸用保護具の使用状態を確実に管理すべく、頻度を高めた定性的な密着度の確認でよいのではないかと思えます。フィットファクターで合格していても、通常の使用時に問題が多いと思えますが。</p>	1	<p>(フィットテストについて)</p> <p>フィットテストが円滑に実施できるよう、マニュアルの整備、実施者の人材育成、計測機器メーカー等への協力要請を行ってまいります。</p> <p>改正特化則^(※)では、溶接ヒュームのばく露リスクが高いため、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者に対してはフィットテスト(1年以内ごとに1回、定期的に呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認)を義務付けます。呼吸用保護具を使用する労働者に対して装着時に密着性を確認させることは、「防じんマスクの選択、使用等について」(平成17年2月7日付け基発0207006号労働基準局長通達)で求めています。</p> <p>※ 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働</p>

			省令第 89 号。以下「改正省令」という。)による改正後の特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）をいう。
2	呼吸用保護具のフィットテスト実施時期を令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月 1 日に延期することに関し、フィットテストの方法を策定するにあたっては、事業者にも過度の負担とならないよう、できる限り簡易で効果的な方法としていただきたい。	1	（フィットテストについて） フィットテストが円滑に実施できるよう、マニュアルの整備、実施者の人材育成、計測機器メーカー等への協力要請を行ってまいります。
3	日本産業規格 T8150 に定める定量的フィットテストでは、計測時間が一人 10 分程度かかり、人数の多い大企業にとっては、1 日で終わらずに生産工程に影響が出てしまう恐れがあります。 また、中小企業にとっては、計測機器等が高額であり、かつ、取扱いが難しいことから、マスクメーカー等による出張計測に頼らざるを得ません。 こうした問題は 1 年延期となっても変わりません。 一方、日本産業規格 T8150 に定める方法と「同等の方法」については、一定の要件を満たす「定性的フィットテスト」を想定しているとのことではありますが、いまだ示されておりません。 甘味もしくは苦みを感じるテスト（感度テスト）を検討されていることも聞いておりますが、10 分以上の計測時間がかかることは、定量的フィットテストと同様であります。 「同等の方法」となる「定性的フィットテスト」が、時間のかからない簡易な方法で、金銭的にも事業者の負担とならないようお願いいたします。	1	（フィットテストについて） フィットテストが円滑に実施できるよう、マニュアルの整備、実施者の人材育成、計測機器メーカー等への協力要請を行ってまいります。
4	令和 4 年 3 月 31 日までに溶接ヒューム濃度測定実施しなければならない、この結果から要求防護係数を計算し、これを上回る指定防護係数を有する呼吸用保護具を選	1	（フィットテストについて） フィットテストについては、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

	<p>択した場合、この呼吸用保護具を労働者が適切に装着しているかどうかを確認（フィットテスト）を行った後にアーク溶接等作業を行う必要があると考えられます。</p> <p>今回、フィットテスト実施の義務付けが令和4年4月1日から令和5年4月1日に延期するという事は、選択した呼吸用保護具の1回目（初回）の確認の実施（フィットテスト）は令和5年4月1日までにやるべきなのか、あるいは選択した呼吸用保護具を初めて装着する時にはフィットテストを行わず、年1回の確認に合わせて令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に行うべきなのか、どちらでしょうか？</p>		<p>の間に1回実施していただくこととなります。</p> <p>なお、マスクの選択に当たっては、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。具体的には、面体は着用者の顔面を含む形状及び寸法の接顔部を有するものを選択する必要があります。</p>
5	<p>JIST8150 の発行の遅れによりフィットテストが延期されるとのことですが、フィットテストを行うために、必要な計測装置や呼吸用保護具のアダプタなどは1年の義務実施の延期で用意できる見込みがあるのでしょうか？</p>	1	<p>（フィットテストについて）</p> <p>フィットテストが円滑に実施できるよう、マニュアルの整備、実施者の人材育成、計測機器メーカー等への協力要請を行ってまいります。</p>
6	<p>フィットテストを行うためには、呼吸用保護具および計測装置の取り扱いに熟練している必要があると考えられますが、この実施者の教育体制は1年の義務実施延期で整うのでしょうか？</p>	1	<p>（フィットテストについて）</p> <p>フィットテストが円滑に実施できるよう、マニュアルの整備、実施者の人材育成、計測機器メーカー等への協力要請を行ってまいります。</p>
7	<p>労働者に健康障害をもたらすリスクのある「溶剤ヒューム」の規制開始時期を「JIS改正作業が遅れているから」という理由で1年も延期するとは言語道断です。早急にJIS改正を実施して、遅延期間をできるだけ縮める様、ご尽力をお願いします。</p>	1	<p>（フィットテストについて）</p> <p>現在の JIS T8150 においてもフィットテストの実施方法について規定されていますが、改訂予定の内容と比較すると異なる手法となっており、新旧の異なるテストの方法が混在すると混乱が生じることが懸念されます。</p> <p>このため、改訂後の同規格に基づき適切にフィットテストを実施していただくため、必要な周知等の準備期間を考慮し、令和4年3月31日までの猶予期間を令和5年3月31日まで1年間延長することとしました。</p>

8	<p>特化則で求めている記録の保存について、今回の改正で更に多くの事業者が対象になると思料します。零細の中小事業者が特化物を使用していることも多く、労働者を従事させている事業場もあるでしょう。そうした事業者の記録の保存について、事業者が30年も保存するのは困難だとお見受けします。登録省令にある「指定記録保存機関」の機能を強化して、特化則や電離則の長期間の記録の保存をするにあたって、指定記録保存機関への1年以内ごとに定期的な報告を義務付けたり、労働局や労働基準監督署への報告義務を課して、記録の保存を厳密に行うようにしていただきたいです。</p>	1	<p>(記録の保存について)</p> <p>事業者の記録の保存は、各事業場の安全管理、衛生管理等の徹底を図るとともに、労働基準監督機関による監督をより実効性あらしめるという趣旨で求めているものです。事業者がいつでも確認でき、また監督指導時において、すぐに提出できるよう保存されている必要があることから、事業者自身が管理する必要があります。</p> <p>なお、現行規定においても、事業者に対し、例えば、労働者の健康診断結果を労働基準監督署長に提出しなければならない旨の規定を設けています。</p>
9	<p>電子的記録も必ずしも不可ではないと考えるが、しかし改竄行為への対応措置が取られない場合、その改竄があまりにも容易である事については懸念を持つ。</p> <p>電子的記録を可とする場合については、その改竄を阻止するための何らかの措置が取られるようにすべきであるとする。</p>	1	<p>(記録の保存について)</p> <p>法令の規定に基づき適切に保存がなされていない場合、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第103条の違反となり、同法第120条の規定による罰則の適用があることから、御指摘の点については担保されています。</p>
10	<p>経過措置期間中に溶接ヒュームの濃度の測定を行った場合の測定結果を記録保存することについて、経過措置期間を明らかにしてください。具体的には、金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場を有する事業場は、いつから測定を行えるのかを明らかにしてください。</p> <p>本年4月22日の特化則改正時のパブリックコメントに対する厚労省回答では、「溶接ヒュームの濃度の測定については、公布日から経過措置終了日(令和4年3月31日)まで約2年間あることから、対象となる全ての事業場において、当該測定を行うことは十分に可能であると考えています。」とされていますが、労働局のリーフレットには、改正省令の施行期日である令和3年4月1日以降に測定を行うと書かれ</p>	1	<p>(溶接ヒュームの濃度測定について)</p> <p>改正省令附則第2条は、施行日(令和3年4月1日)前(令和3年3月31日まで)であっても、改正省令附則第2条で読み替えた第38条の21第2項の測定の実施は可能です。</p> <p>溶接ヒュームの濃度測定は、第1種作業環境測定士や作業環境測定機関等が実施しなければならないものではなく、事業者自身が測定機器をレンタルして、分析のみ専門機関に依頼することも可能であることを、周知してまいります。</p>

	<p>ています。また、作業環境測定機関に問い合わせても、協会の実施する個人サンプリングに関する研修を受講していないため測定できないと言われることが多いです。つまり、実際には測定を行える期間は約1年間しかありません。</p> <p>さらに、測定は第1種作業環境測定士や作業環境測定機関等が実施するよう通達やリーフレットに書かれていることが測定の実施をさらに困難にしているのではないのでしょうか。測定は作業環境測定士でなくても、事業者自身が測定機械をレンタルして行い、分析を専門機関に依頼することで十分可能と思われますし、またそうでないと本当に期日までに測定が行えるのか、疑問です。必ずしも作業環境測定士や作業環境測定機関が測定を行う必要はないことを明確にすべきです。</p>	
11	<p>「三十四の二 溶接ヒュームを含有する製剤その他の物。ただし、溶接ヒュームの含有量が重量のパーセント以下のものを除く」について</p> <p>”溶接ヒュームを含有する製剤”とは具体的にどのような製剤のどのような状態を指すのか明示していただきたい。</p> <p>”溶接ヒュームの含有量が重量のパーセント以下”の判定がSDSで可能であるかも教えていただきたい。</p>	<p>1 (その他)</p> <p>金属アーク溶接等作業で発生した溶接ヒュームが、作業場内の床面等に堆積した状態や掃除により集塵機内に溜まった状態等を想定しています。このようなものを想定しているため、SDSでの判定はできないと考えられます。</p>